

# 北那覇税務署からのお知らせ

## 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告と納付について

### 消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、平成21年分の確定消費税額(地方消費税は含みません。)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

この「平成21年分の確定消費税額」とは、平成21年分の確定申告により確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいい、期限後申告、修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

### 中間申告の方法 ~次の2つのいずれかの方法によることができます~

#### 1 前年実績による中間申告

中間申告と納付が必要な方には、平成21年分の確定消費税額に応じて、下表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税及び地方消費税を納付してください。

平成21年分の確定消費税額(注)	中間申告・納付の回数	中間納付税額
48万円を超え400万円以下	年1回	平成21年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその25%の地方消費税額
400万円を超え4,800万円以下	年3回	平成21年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその25%の地方消費税額
4,800万円超	年11回	平成21年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその25%の地方消費税額

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

#### 2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成21年と著しく異なる場合などは、上記1の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により、中間申告と納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできませんのでご注意ください。

上記1、2のいずれの方法でも、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」で消費税及び地方消費税の中間申告と納付ができます。  
e-Taxに関する詳細は、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

### 中間申告及び納付の期限について

平成21年分の確定消費税額が48万円を超え400万円以下の方(年1回の中間申告と納付が必要な方)は、**平成22年8月31日(火)までに、申告と納付をしてください**(同確定消費税額が400万円を超え4,800万円以下の方(年3回の中間申告と納付が必要な方)の2回目と、4,800万円を超える方(年11回の中間申告と納付が必要な方)の6回目の中間申告と納付の期限も同日になります。)

**振替納税をご利用の方の振替日は、平成22年9月28日(火)です。**  
平成21年分の確定消費税額が400万円を超える方の次回以後の期限等については、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))でご確認ください。

なお、中間申告の期限までに中間申告書を提出されなかった場合でも、上記「中間申告の方法」の「1 前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定することになりますので、納期限までに必ず納付してください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納付には、便利な振替納税を是非ご利用ください。  
振替納税を利用するために必要な振替依頼書は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロードできます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) —

#### ■新生児訪問

出産後退院され戸惑うことも多いと思います。一人で悩まないでご連絡ください。

親子(母子)健康手帳の後(こ)にしているハガキ(ピンクか白)を送つていただければ、助産婦や保健師が訪問して赤ちゃんの体重測定おっぱいの状態、母子保健事業の紹介などを行います。

対象者 新生児2ヶ月未満の乳児と母親  
料金 無料

※ハガキを送る際は個人情報保護シールをご利用ください。出生届と一緒に提出される場合は切手は必要ありません。

#### ■マタニティスクールの案内

「私らしい妊婦出産をめざすために」助産師講師、母乳の話、妊婦体操、パートナースキンシップなどについて

※親子(母子)健康手帳、筆記用具、クッションや座布団をご持参ください。

パート1	実施日	内容
9/6(日)	「妊娠中の栄養と胎児期から始まる健康づくり」(栄養士講師)	
9/13(日)	「妊婦さんの正しい食生活や母乳哺育が赤ちゃんの健康を作ります。」	

#### ■ベビースクールの案内

パート1	実施日	内容
9/13(日)	体重測定・赤ちゃんモードを受け止めるよう・産後の心と体の変化・ゲルアップワーク	

パート2	実施日	内容
8/13(金)	離乳食の調理実習(実習費300円)	
8/20(金)	(各時期の園や味など実際に確認してみましょう)	

※マタニティベビースクールに参加する方は3日前までに予約の電話を市保健相談センターまでお願いします。

#### ■乳幼児健康診査のお知らせ

乳幼児健康診査	実施日
生後3~4か月	9/5(日)
生後9~10か月	9/11(日)
生後3~4か月	9/18(日)

※整理券は受付時に親子(母子)健康手帳、受診票、通知書と引き換えにお渡ししています。

※替えのオムツは必ず持ってきてください。

※健診終了後9か月~10か月のお子様を対象にブックスタート事業として無料で絵本の贈呈を行います。

#### ■1歳6ヶ月児・3歳児健康診査のお知らせ

1歳6か月児健康診査	実施日
1歳6ヶ月	8/5(木)
2歳7ヶ月	8/12(木)
3歳6か月	8/19(木)
3歳6か月	8/26(木)

### 〈健康シリーズ〉151

## あなたのお酒の飲み方大丈夫

暑くなりビールがおいしい季節になりました。お風呂あがりの一杯、寝酒の一杯…あなたのお酒の飲み方は大丈夫ですか？

飲酒のたびに前夜の記憶がない。飲酒後、罪悪感に駆られることが多い。飲酒で体調が悪いことがわかっていても、お酒を飲まずにられない…等。

あなたに当てはまる事はありますか？このように飲酒に対してコントロールを失ってしまう病気がアルコール依存症です。意思や人格の問題でなく、飲酒が過ぎると誰でも発症する可能性があります。

お酒の問題の解決には、適切な治療が必要です。また、家族や周囲の方たちの理解と協力、良いかかわり方も必要です。

保健相談センターでは、以下の日程で講演会を行います。興味のある方はぜひご参加ください。

#### 講演会のご案内

「お酒の問題と依存症について、かかわり方のツボ」  
日 時 平成22年8月16日(月) 午後2時~4時  
場 所 浦添市保健相談センター 大ホール  
講 師 古川房予氏  
(琉球病院 アルコール専門病棟師長)  
入場料 無料  
お問合せ 浦添市保健相談センター予防係

当日受けることができない方、事情があつて生後6か月未満までに受けることができない方は、市保健相談センター予防係までご連絡ください。

健康相談センター予防係までご連絡ください。  
○MR(はしか風しん)ワクチンの接種  
ワクチン接種対象者は、市から届いた予診票と親子(母子)健康手帳を持って、指定医療機関(本島内の医師会会員施設)で予防接種を受けてください。

健康相談センター予防係までご連絡ください。  
○ヘルスマイト(食生活改善推進員)養成講座のご案内  
食生活改善推進員としてボランティアで活躍していただく方の養成講座です。正しい食生活とは？健康づくりとは？あなたの学びを通じて市民の健康推進にぜひ力を貸してください。

健康相談センター予防係までご連絡ください。  
○BCG集団予防接種のお知らせ  
日時 8/17(火)  
午後2時~4時  
整理券交付 午後1時から  
場 所 浦添市保健相談センター  
対 象 生後3か月~6か月未満、※予防接種を受けるときは必ず、市から届いた予診票と親子(母子)健康手帳をご持参ください。

健康相談センター予防係までご連絡ください。  
MR1期：生後12か月~24か月末  
MR2期：小学校就学前の1年間  
MR3期：中学校1年生相当年齢  
MR4期：高校3年生相当年齢  
平成17年4月1日生  
平成18年4月1日生  
平成19年4月1日生  
平成20年4月1日生  
平成21年4月1日生  
平成22年4月1日生

健康相談センター予防係までご連絡ください。  
ヘルスマイト(食生活改善推進員)養成講座のご案内  
食生活改善推進員としてボランティアで活躍していただく方の養成講座です。正しい食生活とは？健康づくりとは？あなたの学びを通じて市民の健康推進にぜひ力を貸してください。